

京都市大學經濟學會 經濟論叢

第 六 號 第 二 十 一 卷

大正十四年十二月一日發行

論 叢

財産税に於ける都鄙の對立……法學博士 神戸 正雄

人間愛の起源……教 授 川村多實二

純正現象學の方法論及び問題論……文學博士 米田庄太郎

時 論

勞働組合としての小作人組合……法學博士 河田 嗣郎

食料増殖問題と林業政策……法學博士 山本美越乃

說 苑

岡山藩と大阪との海運……經濟學士 黒 正 巖

市町村の混合企業に就て……經濟學士 小山田 小七

歐洲に於ける家産運動及び家産制度……經濟學士 八木芳之助

雜 錄

ヒルファディングの恐慌の意義について……經濟學士 谷口 吉彦

妙心寺の財政組織……經濟學士 中川與之助

法 令

農林省統計報告規則・會社統計規則

附 錄

本誌第二十一卷總目錄

説苑

岡山藩と大阪との海運

黒 正 巖

私は先に江戸岡山間の海運につき聊か研究を試みた。岡山江戸間の經濟關係は岡山藩全般の經濟に對して左迄重大の意味を有せず、その海運は附隨的のものとせられ、只江戸在住の岡山藩の役人及びその關係者の直接消費又は給與として米穀を輸送するのが主要目的であつた。之は遠隔の地にある政治的都市としての江戸に對する必然的關係にして、「米遣ひ經濟制」の下に於ける特有の現象といふべきである。一般貨物を營利の目的を以て遙々江戸へ運送し、之を直接に市場へ供給するが如きは、種々の點より見て不利にして、極めて稀に行はれたにすぎぬ。

然るに大阪岡山間の事情は之と大に異なる。岡山藩は大阪に藏屋敷を設けて租貢米の賣捌は勿論、據その他の藩政府所有の藏物の販賣をなし、又政府の必要品を大阪より購入する爲め藩内の船舶をして之が運送の義務を負はしめた。従て大阪の經濟事情の變化は直ちに岡山藩政府の財政經濟に大なる影響を及ぼすといふが如き極めて緊密な關係に在つた。又藩内の人民も年々多量の特産貨物を大阪市場に送り又上方地方、江戸方面への旅行者は多く海路大阪に赴いたので大阪岡山間の海上交通は甚だ繁盛を來した。只私の遺憾とすることは、據る所の文獻が主として岡山藩庫所藏の公文書にしてその記さるゝ事項は多く藩政府の藏物の運送に關するものに過ぎず、一般の商業的運送につきては所々に之を散見し得るに止り、充分にその材料を得られ

ないこと之れである。併しこの公文書のみによるも當時の大坂岡山間の海運の大體を推知しうるし、又特殊の問題につきては岡山藩の文書の方が大阪に存する文書よりも詳細に記する所あり、大阪に缺くる所のものを岡山藩が藏するといふ場合も屢々あるので、私は主として岡山藩の所藏文書によつて、以下岡山大阪間の海運の有様を記述する。

一 大阪登り米の運送法

岡山藩が大阪へ移送する藏物中の首位を占むるものは米穀であつて、その數量は年々莫大の額に上つた。岡山藩が江戸へ米穀を運送する場合には或は藩内の民船により或は大阪の鴻池船によつたが原則として自由契約に基いて行はれた。然るに大阪への登り米はその數量甚だ多きを以て常に強制的に藩内の民船をしてその運送のことに當らしめた。即ち岡山町、金岡、西大寺、片上、北浦、小串及び郡の七個町村の舟持は年々の登り米を村々の舟數に按分して運送するの義務を有すると共に、その運送獨占を有するを常とし、特別の事情なき限り他村の船舶が登り米を運送することはなかつた。藩政府も自ら船を建造して藏物の運送を試みたけれども、到底民船の運送力には及ばず、海運上にはさして重要な意義を有しなかつた。

この運送獨占の法が制定せられたのは何時の頃か明かでないが、寛文十年八月右七ヶ町村の舟年寄及び名主が連名にて舟持の爲めに藩政府へ請願した文書によるも、已に久しき以前からこの制法のあつたことが推察出来る。之等七ヶ町村の舟持は登り米運送の獨占權を有したとはいへ、必ずしも常に利益を齎したとは限らず、時に非常の迷惑を蒙つた場合もあつた。舟持を困難せし

めた最大の理由は、かの江戸岡山間の海運に於けると同様、欠米賠償の問題であつた。寛文十年九月には例年より多量に藏米を大阪に上らせることになつたので七ヶ町村の舟持共は連名にて藩政府に具申し、増加部分だけは從來藏米の運送に参加せざりし浦邊の舟持に分擔せしめよと歎願した。即ち

一、今度御上米大分に御上せ被爲成候趣御廻り狀奉得其意候、就夫毎年積來り申候御割符米御請相申上候分にてても舟持中致迷惑候處當年は例年より多御上せ被爲成候由左様にては舟持中何共致迷惑候、其上御手間不仕候様にとの御意に候被是迷惑に奉存候、然る上は御領分御舟浦只今迄御上り米積不申候浦へ例年より多く御上せ被爲成候御割符之分被爲仰付被下候は、難有可奉存候事、

一、大坂御上米近年は免許御藏にて請取升口に大坂御藏にて拂上申時欠立申候は、欠米の一倍宛御取被爲成候様にて御座候は、大欠を立申舟は欠代に迷惑仕り大舟は小舟に仕小舟は舟を賣申様にも末々罷成候半哉と船持中迷惑仕候、如前に被爲仰付被下候は、難有事奉存候事

寛文十年八月廿四日

舟手奉行三人宛

右七ヶ町村舟年寄名主連名

そこで同年九月一日には令を發して、「當年は大坂へ上る御藏米加子浦の分割符にて積せ可申事」、「欠米の儀只今迄の通可申付事」を命じた。即ち加子浦とは從來大坂登米運送の義務を有しなかつた浦邊の村落をいふのであつて右の歎願書の第一項は認許せられた譯けである。然し欠米の件につきては「欠米の事最前は欠立候程又俵に込せ申候左候へは御米を抜き又辨し候ても元に成

2) 同 十年八月十一日類編
3) 寛文十年九月一日板挾記録

申候、先年大寄合の時この儀僉議有之、御藏米を援候事風俗惡敷儀に候間欠を立候者は其一倍込せ欠なき舟には御褒美被下以來米を拔事止申様にこの儀にて被仰付候、其の後は欠米少く相成候との僉議にて如此」と命じた。例年より多く登り米を運送したといふも果して幾何か明かでない。その前年度即ち寛文九年十月八日より十年七月十七日迄に大坂へ上らせた藏米の高は八萬四千二百俵であつた。寛文十年以來多量の藏米を上らしうるに至つた理由は、同年より諸事儉約を實行し、財政緊縮、行政整理の方針を樹てた結果、藩内に於ける米穀消費量が減少し藩外への移出力が増大したことに因る。この増加せる登米運送を新に分擔せしめられた加子浦は、胸上、尻海、浦伊部、色久郷、日比、牛窓、日生の七ヶ村であつた。何れも五十石以上の大船を有する加子浦である。然るにこの財政緊縮は數年を出でずして止み、先年迄獨占權を有せし七ヶ町村の外に厚村（に阿津村と書く）を加へて從來通り獨占運送を行つた。その後更に延寶五年より再び諸事簡略の令を發し従て大坂登米が増加せしを以て、又々加子浦七ヶ村をして運送に參加せしむべき旨を歎願した。かくの如き事情は果して獨占權を有する町村の船舶運送力の不足に基くものであるか否かは明かでないけれども、余の考ふる所によれば、諸事簡略となり藩内の貨物消費量減少する時は貨物の藩外移出増加するを以て、運賃の安き藩政府の藏物を運送するよりも、一般の商人荷物を運送する方が遙かに有利だから、可成運送力を殘して民間の需要に應じようとしたものではあるまいか。併し一朝藩外への貨物移動が減少するも、兎に角略は一定量の藩政府の藏物は大坂へ上るから、かくの如き場合には獨占權によつてその運送のことに當り海運收入増減の保險作

- 4) 同上第三項
 5) 勘定手記
 6) 延寶六年九月二十一日船手留帳評定席への建議
 7) 同上
 8) 同上

用を行つたかに思はれる。舟持の云ふが如く常に迷惑のみを蒙つてゐたとは考へられぬ。⁹⁾

岡山藩はその租貢米の收藏及び搬出の便宜を計る爲めに舟運の利便を有する地に米藏を建設した。例へば岡山、金岡、片上の三個所にはその最も大なる米藏が在つた。而てこの藏米を大坂へ輸送する舟はその最寄の米藏から直接に積出すを常とした。尤も片上村の舟は同地に米藏が在るからその米を専ら運送すべきであつたが、特に岡山よりの登り米の運送をも分擔し、他村の舟と交替してゐた様である。¹⁰⁾而て上り米運送のことに當る船は艀装を充分にし、規定以上の分量を積み又は藏米以外の貨物を一所に運送することを嚴禁し、更に年々浦邊村落の舟改を行ひその石數に應じて登米分擔額を定むる事とし次の規定を發した。¹¹⁾

一、御り米積候町渡海舟並浦邊舟共岡山へ乗廻候分惡敷舟又は舟具等迄も奉公人に改させ岡山へ不廻其所御藏にて御米積登候分は收入不指出候條名主舟持出合逢吟味惡敷舟又は舟具不足舟に積申間敷事

一、御登米舟足定之通積可申は不及申外荷物積合申間敷事

一、舟改の石積を以て御登米石高割賦村々へ觸遣候然れとも船の増減有之に付石高相違有之候間毎年九月上旬に舟數を以石積相改寺見仁右衛門森谷清八郎手前へ可指出事

この規定は享保年中のものであるが、之と略ぼ同様のものが文化年中にも發令されてゐる。之によつて見れば積込みの時已に嚴重なる制限があつたのだから、舟持が少なからぬ迷惑を蒙つたことは想像するに難くない。又岡山藩の船が他國の儲船となりてその國の貨物を大阪へ廻漕したこと、海濱に面しない他藩の大阪登米の運送を引き受けてゐたことなど記録に存するけれども、

9) 寛文十年八月の舟年寄名主の請願書第一項

10) 延寶六年九月二十一日船手留帳評定席への建議第二項

11) 享保六年正月舟奉行告達御法留

その手續の詳細を知ることが出来ぬから本稿には敢えて之に論及しない。

二 欠米の賠償

イ、賠償の程度 江戸への大廻り米に對する欠米の賠償は、その大廻り船が江戸に到着し當事者に引き渡した時の米相場によつて欠米を銀に換算し、岡山へ歸國した後之を辨濟するを原則としたことは已に前號に於て記した通りである。然るに大阪上り米に關しては欠米の賠償は一層嚴格にして、欠米の倍額を大阪藏屋敷にて直ちに賠償せしめ、又之と同時に欠米の無い舟に對しては米百石に付き二斗宛の賞與を給するの定であつた。¹²⁾大阪岡山間は近距離であるから夏季を除いては運送中に多量の欠米を生ずる理山なく、又大阪上り米はその數量が多いから僅か宛の欠米も之を全體として見れば相當大なる損失である。併し運送者の側から見れば、獨占權を有すとは云へその運賃が比較的安いからその不利を何處かで填補しようとし、欠米に名を藉りて不正を行つた場合もあつたであらう。故に右の如き欠米賠償法の布かるゝ時は運送者は手も足も出ぬ、この倍額辨償の定は屢々當路の問題となつたことは次に示す所の家老日置猪右衛門の發議に由てその一斑を窺ふことが出来る。¹³⁾

大阪への御上り米度々欠米有之に付御米拂衆より斷有之當年は欠立申候はゞ船頭手前より倍欠出させ申様に此度御米拂衆へ書付遣し候へども倍缺の儀は先年色々會議の上御免成候、又候哉、大缺に被召上候儀如何に候也、此儀は丹羽次郎左衛門様に承届其上にて得と吟味を遂げ追て相河可申旨にて次郎右衛門へ問合有之右は先日菅田右半衛門より御上米度々欠米有之候故

12) 寛文六年十二月定制板挾記録

13) 延寶三年八月二十九日評定留

以來は欠米仕船頭三十日程大阪に留置可申由申越候、如何存候其の旨俟野善内申聞候、船頭三十日大阪に被留候は、舟持必至と迷惑に及可申御爲に成申儀にても無之左様に被仰付候より倍欠可然かと善内は申居候へども倍被欠仰付候は、舟持愈々迷惑可仕先此度は只今迄の通り被仰付舟持手前重々途命議共の上にて如何様とも被仰付候様仕度旨次郎右衛門答議因て老中より何に及びしかば大阪へ上り米の運賃只今迄被下候は少輕様次郎右衛門申上候被聞召届候間御増被下候但欠立不申舟には増可被遣欠仕候舟には御増分不被下、欠は只今迄の通込可申旨命令

右の記録は延寶三年のものであるから寛文六年の倍欠辨償の法は一時廢止せられたのであるが、之が爲め欠米が著しく増加し當局が困難したと見え、その防止策として再び倍欠辨償の法を起さんとし、或は多くの欠米を生せしめたる船頭をば三十日間大阪に差留めて懲罰しようとも畫策した。然し何れも之は不當の處置だとの議論が出て、結局欠米の増加するは運賃が安くて謂は、強制的命令航海だから、船頭船主が何所かでその損失を填補しようとするに基くことに氣付き、先づ差し當りの處置として運賃の増額をなし、只欠米を立てたる舟にはこの法を適用せず、又今迄通りに倍欠辨償を爲さしめざることゝした。其の後欠米の賠償は余程輕減せられ運賃も増加せられた。併し欠米は常に船頭舟持の不注意怠慢のみより生ずるものでなく、米俵の積込積卸しの際に不可抗力的に欠が立つから、この邊の改良と斟酌とを要する旨、并に若し舟持の困難を顧みないとするれば次第に藩内の船が減少し海運の衰微を來す所以を述べ、之が對策を兒島郡の登り米運送者より左の如く歎願してゐる。¹⁴⁾

一、御登り米御斗廻し先年は三分一見免し被爲下其の上欠せし船には三米の増御運賃被爲下候所一年秋より四分一御見免し被

爲仰付候先年の通年恐奉願上候事

一、御登米積登申船持共大阪川口にて上荷取仕御藏元へ乗り着候節水揚之儀抄取不申荷舟隊入申に付川口にて諸國御米舟上荷取多く御座候時は御國の御登米舟には不申儀多御座候につき御大切の御米乍積川口に舟掛申儀冬の節は「天氣相無心元奉存候水揚抄取申様に奉願候事

一、大阪御藏前にて御廻し相済み米御藏詰の時仲仕ども御儀の由にては取出し置き一俵に付一升五合八勺宛込米被爲仰迷惑仕申候乍恐御廻し不済内に輕儀御吟味被爲成此分に御奉願候事

一、夏米は藏出し後段々味内減り申義に御座候夫に付夏は登米積出舟々には五月中旬より已後は百石につき足銀六十目より百目迄節々を考へ段々内に餘内仕積せ申候然れども不仕合の舟には大缺立舟持絶申様に御座候て迷惑に奉存候、乍恐夏御登米には御運賃御了簡被成下候様に奉願上候御事

一、大阪川口へ元舟乗掛け居申内俄に難風罷成候節高上荷取仕又は川内にて上荷舟難風并にあたり相に御米満申儀御座候此兩品舟持共辨不申様に奉願上候事

一、御國御藏前にて關入の儀大阪御藏元にて被爲仰付候通り二十本の振關に被仰付井斗升御盛の儀御國御藏大阪御藏御一同に被仰付候様奉願上候

一、近年御上米大阪御藏前にて一俵に一合五勺以上の缺立舟には追々御米御積せ不被爲成候付迷惑仕候此段御免被爲成前々通被仰付候様に奉願上候事右の通り奉願上近年及困窮舟作事等も得不仕次第に舟持絶申様に罷成迷惑仕候に付恐乍御歎き申上候被爲聞召上被爲下候は、雖有可奉存候以上

之は寶永六年八月二十日に兒島郡の舟持及び郡、北浦、阿津、胞上、小串、日比の各村名主の連名を以て舟手に建議したものである。之に由て見ると、大阪への上り米の運送に際し欠米その他の賠償をすることは舟持にとつて甚だ困難であるとの理由を以て之が輕減を願ふて居るが、一方に於てこの運送を全然やらせないことになつても亦困るので欠米を生じた場合にも決して運

送を停止せしめない様に、歎願してゐる點から推察するに、登り米運送が不利であつて引き合はぬといふのは實は口實にすぎず、相當の利益を齎したことを想像するに足る。右七項より成る建議書は大體當局の容るる所となつたが、第一項第二項は却下せられ、第三項は輕俵のある時は其の俵を廻し、升目に異條なくんば其の儘藏に納め、内容の不足せる分は欠米丈けを拂ひ込ましむることゝした。又運賃は三朱を増加して二歩五朱五厘とし、第五項につきては已むを得ない場合の外、欠米賠償を命し、第六、七項は願の通り認許せらるゝこととなつた。

□、欠米賠償の共同負擔法 米穀運送に有利なる季節には欠米も少いし、この時季には上り米の量も多いから、舟持は舉つて運送に従事し欠米辨償は各自單獨にて負擔した。然るに夏季の米穀運送には多量の減損を生ずるのみならず、必しも凡べての舟持が參加するの必要もなかつたので、舟持は何れも夏季の上り米運送を回避した。茲に於て上り米運送の義務ある浦邊の舟持共は「ヨナイ」と稱する方法を設け、上り米運送より生ずる損失の共同負擔をなすに至つた。このことは前掲の歎願書中にも見えて居るし、又和氣郡西片上村の舟持が具申した書類の中にも視はれる。即ち抽籤によつて夏米の運送者を決定し、當籤者は仲間¹⁵⁾に代つて運送に従事し、その代り舟持仲間より運送によつて生ずる損害の補償を受けることが出来る。この補償銀を「ヨナイ銀」と稱した。兒島郡の舟持仲間のヨナイ銀は色々の事情を考慮して百石につき銀六十目より百目迄を、西片上村の分は百俵につき銀二十七匁宛を出捐するの定であつた。この方法は極めて單純なものであるが、之によつて個々の仲間が不當に損失を舉ることなく、強制的命令運送制の下に於ける

15) 寶永六年九月朔日申請、法例集
同 年九月二十九日法例集

不利を緩和するの一策として、注目すべき自助的方法といふべきである。

三 運賃の定制

大阪岡山間の運賃は江戸岡山間の運賃と同じく原則として時の米價の變動に應じて増減せられたが、大體は米價六十目を標準として運賃を定めたるものゝ如し。只江戸岡山間の運賃と異なる點は、岡山藩が多量の米穀を大阪へ輸送するを以て、之が任に當る民間の船舶は藩庫の米穀その他のものを満載し、他人の荷物を積合せることは許されなかつた。藩政府との契約に於ては、運搬する貨物の數量によらずして、その積載力又は帆數によつて運賃を定むるを常とした。即ち延寶元年六月十三日に家老池田大學より舟奉行に達したる控によれば、「士中大阪迄借切の舟四反帆青艘加子二人乗の舟は運賃二十八匁に定め、室より内なれば運賃半分を遣し、室より先へ行く時には運賃全部を支拂ふことを定め」¹⁶⁾更に又藩政府の直接の用向にて大阪迄行く時には帆一反に付米一斗宛を給し急用にて規定外の加子を増加したる場合には、その増加せし加子一人につき一日一升宛の扶持方米を給する」旨が記されてある。¹⁷⁾運賃は、藩政府の場合には米を以て支拂ひ、家中の場合は銀を以てするを常としたが必しも一定せられず、只元祿八年以後は上り米の運賃を銀にて支拂ふべき旨が定められてある。¹⁸⁾延寶三年正月に制定された運賃表は次の如くである。¹⁹⁾

一、四 反 帆

一艘二人乗四十石積

此迄四十八匁

右御留借 三十五匁

16) 船手留帳

17) 延寶元年六月十三日の達第二項、船手留帳

18) 元祿八年十月朔日留帳

説苑 岡山藩と大阪との海運

第二十一卷 (第六號一〇六) 九〇八

一、五反帆 同 五十石積

六十匁

同 四十五匁

一、六反帆 三人乗 八十石積

九十六匁

六十三匁

一、七反帆 四人乗 百石積

百二十匁

八十五匁

一、大青艘 御留船 三十五匁

一、小青艘 同 二十八匁

尙ほ右の外年記不詳であるが、舟手御法留中に「大阪上下渡舟並に船賃の定」として記されたものがある。之は相當後の時代迄標準として用ひられたもの、様であるから左に之を示して參考に供しよう。

一、御歩行へ帆渡り一人前相夫共帆一反三步宛

一、御用上り舟賃帆一反に付五匁

一、同 下り舟 同 二匁五分

一、御家中下り船賃自分借帆一反に付五匁

一、御國內御用船賃帆一反に付一日銀五分宛

一、同 加子一日一人一升宛

一、浦舟他所へ御用に參候節帆一反に付一日銀四分五厘宛

一、同加子賃一日一人銀二分宛

一、同加子扶持方米一日一人三升宛、但其時の米相場にて銀渡し

一、大阪へ御用御荷物登り運賃四十貫一駄にして銀一匁

一、同上二駄にして五分宛

一、御用にて大阪上下乗入一人に付舟賃一匁宛

但し荷物小半駄宛の船賃遺被

その後更に元文五年には舟持共は強硬に運賃値上を迫り、藩の御用物の運賃は何處へ行くにも倍額に増加されんことを申請し、容れられずんば今後運送に従事することを拒絶すべき旨を述べ、終に五割増を受けた。²⁰⁾ 然るに下つて天保五年三月の記録には、大阪登米運賃は五月中迄は二分二朱五厘とし、その以後は二分二朱五厘と定めてある。²¹⁾ 大體寶永六年頃の運賃に逆戻りしたわけである。米價多少下落した際ではあつたが、何故に斯の如く急激なる運賃の低下を來したかは之を明にすることが出来ない。

民間の商品が如何なる運賃を以て大阪へ移出せられたか、之に關する文献を獲ることの出来ぬのは私の甚だ遺憾とする所である。然し岡山藩の各浦邊は夫々多數の船舶を有し、然かもそれが年々着實に増加し、天保十二年十月の調によれば、大小合せて四千七百七十五隻、その運上銀丈けでも銀二十五貫三百六十九匁の多額に上つた。²²⁾ 岡山藩藏物の運送を司つた特權的浦邊船舶は單に藩の藏物のみを運送したのではなく、他の浦邊の船舶と共に民間の商品運送をも行つたのであるから、右の如き多數の船舶が、藩内のみの交通需要に應ずるが如きは到底考へられない所であ

19) 船手留帳

20) 元文五年五月十三日船手留帳

21) 船手御法留

22) 舟手松本殿所藏本、類纂舟手記録

る。必ずや大阪その他への藩外交通に参加したものと斷することが出来よう。岡山藩内より大阪市場に供給せらるゝ毛棉が四十萬貫の多きに達した點より見るも、²³⁾民間の船舶需要が如何に大であつたかを想像するに難くない。而て之が運賃は、江戸年間の例より見るも亦、家中荷物と藩政府の荷物との間にも已に等差を設けてゐたのだから、所詮民間の運賃は藩政府のものよりも高率であつたと思はれる。藏物運送船が強制運賃を課せられてゐたから、この比較的低率の運賃が一般民間の運賃の標準となつたとも考へられるが、寧ろこの強制運賃による舟持の負擔は民間貨物の輸送に際し荷主に轉嫁せらるゝに至つたとも推察出来るであらう。

四 大阪に於ける岡山船の管理

岡山藩内の船舶は岡山藩政府の藏物及び民間貨物を大阪に運送し來つた場合は勿論、他國の備船として大阪に出入した場合にも、大阪に於ては備前藏屋敷の支配を受けた。大阪藏屋敷の一般性質に就きては大阪市史等でも略述せられてゐるが、諸國船舶と大阪川口石錢との關係、問屋や舟宿との關係につきては案外論じられてゐないから、私は主として岡山藩の資料に由り、その事情を述べて見度い。

イ、備前藏屋敷 岡山藩は關西の大藩として經濟上にも大なる實力を有し、藩政府及び民間の大阪に對する貨物移出力が極めて大であつたことは上來述べた所によるも略ぼ之を知る事が出来る。従て此等の貨物の大阪市場に於ける販賣上の成敗は、直ちに一藩の財政經濟に多大の影響

を及ぼすを以て、藩政府はその藏屋敷を大阪に設け一切の藏物賣捌の事に當ると共に、之が運送の任にある所の船舶及び船頭を管理し、交通の迅速と安全とを期した。故に大阪藏屋敷の留守居は常に有爲の士を以て之に任じ、藩政府の之を遇すること亦甚だ厚かつたのである。

大阪に於ける藏屋敷の制度は已に元和の頃に起つたものだといふ。徳川治世となりてより、諸般の交通制度發達し、藏屋敷の機能は一層發揮せらるゝに至り、大阪と交通の便を有する各藩は、何れもその藏屋敷を設け、藏物の販賣と金融とを司るを常とした。特に關西諸藩の大名藏屋敷最も多く、更には寺社、幕府旗本の士、諸家老臣等も藏屋敷を構ふるに至つた。萬石以上の大小名の藏屋敷にして、中ノ島に在るもの三十七、土佐堀川十三、江戸堀川十一、天満九、その他に在るものを合して八十を算し、萬石以下のもの、藏屋敷も八ヶ所、金比羅法師も藏屋敷を構へてゐた。²⁴⁾

藏屋敷には規模の大小はあるが、組織は殆ど同一であつた。その主なるものは、留守居、名代、藏元、銀掛屋等である。留守居は藩から出張した役人にして藏屋敷の最高機關であるが、當初は藏元をも兼ねてゐた。後ち町人が藏元となるに及び藏物の出納は藏元町人が専ら事に當り且つ銀掛屋をも兼ね行つた場合が屢々あつた。銀掛屋とは藏物賣買に關する金銀の授受を掌るものである。又名代とは藏屋敷を藩政府に貸與する名義人をいふ。山陰、北陸、奥羽地方の諸藩は金融上大阪と密接な關係を有しては居たが、絶えず貨物を大阪へ運送して販賣するが如きは困難であつたから、藏屋敷を設けず、只藏元、銀掛屋又は用聞のみを置くを常とした。この種のものが

五十九あつたといふ²⁵⁾之によつて見るも各藩が如何に經濟上、金融上、大阪に對して依存の關係に在つたかを察するに足るであらう。

□、石錢の徵收 石錢とは港灣の浚渫又は修繕に必要な經費徵達の方法として、當該港灣に出入する船舶に對しその船積に應じて一定の金穀を納付せしむるの制度である。徳川幕府は屢々この制度をその直領地に實施せし所にして、一種の目的噸税と云ふべきであらう。

徳川時代に於ては各藩の船舶がその國產を積載して大阪川口に幅輳したが、寶永の頃より土砂の堆積甚しく、舟航が大に阻害せられた。そこで幕府は寶永四年十一月二十一日令を發し「兩川口水尾さらへ、諸廻船より石錢出し方の儀八ヶ條の事」を命じた。²⁶⁾大阪市史の記する所は單に此年石錢の法の布かれたことのみであつて、その内容の如何なるものであるかは明かでない。蓋し大阪の御觸書及口達中には之に關する記録が闕けてゐるからである。然るに偶々岡山藩の舟手に關する文獻中に當時の布令を保存してゐるのを發見した。その大綱は徳川禁令考、大阪市史、古事類苑、寶曆令典永鑑等に收載する寶曆六年の石錢徵收令と略ば同一ではあるが、寶永四年の令は、以上の書籍にも尙ほ之を收めてゐないものであるから、參考の爲め岡山藩法例集の記事を掲げて見よう。²⁸⁾

一、諸船川内にて荷物積取候は勿論たとへ沖積に仕又は沖にて荷物瀬取候共大阪へ來候舟出入共荷物多少によらず其の舟の石高に應じ一石に付三錢宛積石錢指出事、

但し錢一貫文銀十五匁替相場を以て右石錢を銀に直し可指出事

25) 大阪市史第一卷四〇五頁 柳瀬及口達日録中
 26) 大阪市史第三卷一六九頁 一六八頁
 27) 徳川禁令第三卷一六九頁 一六八頁
 28) 大阪市史第三卷一六九頁 一六八頁
 寶曆令典永鑑第二卷二九卷廻船並川船之部
 寶永四年十一月法例集

一、積荷物無之空船にて出入の節は其段相斷指し出候に不及候

一、大阪並に傳法廻船は船主より直ちに石錢指し出可事

一、他國の船大阪藏屋敷有之分は其の舟の石錢名代の町人取立可指し出事、

附海手渡海船石同前之事

一、定たる藏屋敷無之俵物並諸荷物大阪へ登り候處度々藏を借入置候て名代の者無之分は其舟の石錢荷物支配之十人取立可指し出事、

一、藏屋敷無之他國舟石錢はその舟間屋取立可指し出、間屋に着せざる舟の石錢は船宿取立可指し出事

一、御城米積候舟も無差別石錢差出事

但之は御城米之舟請負之者にて又は舟主にても相對之趣次第石錢出之其石錢は右請負者より相助可申事

一、武家手舟にても諸荷物積舟は石錢可指し出事、右の通可相心得候石錢取集候爲め三郷總年寄一人宛三人、舟年寄二人年寄定置候而諸船出入の度に何方の舟何百石積に何荷物を積何月何日木津川安治川口出船又は入津仕候此の舟石錢何程指し出候由證文相添年番年寄共へ石錢可相渡已上

右兩通御書付の趣委細被仰渡奉承知諸廻船石錢の儀昨二十一日より出船入舟之分無相違可指し出之者奉畏候、私共町内家持之儀は不及申上借家末々迄早速相觸可申候間其年寄判形依如件

寶永四年十一月二十四日

大坂年寄三人宛

町々年寄判形

之に由て見れば、寶曆六年の石錢令と異なる點は僅かに第二項の但し書、及び最後の附記丈けである。^註この石錢令は享保六年秋に至つて廢止せられたが、久しからずして川口の舟運再び困難となつたので大坂廻船及び傳法廻船のみ石錢を納むることゝなつた。²⁹⁾

29) 大坂市史第一卷六三六頁

註、大坂市史第三卷五九六頁には寶曆五年十二月二十三日とあるが、徳川禁令考其の他の書は概ね寶曆六年二月二十九日とある。私は多數說に従つて暫く六年としておく。

寶永四年の石錢施行が船舶交通に對し如何なる影響を及ぼしたか、之を大坂市史の掲ぐる文献によつては知ることが出來ぬ。故に私は岡山船を中心として觀察し、一般を推すの資となさん。岡山藩は大阪にその藏屋敷を有したから、規定に準ひて岡山の船はその積載する貨物が藩政府のもので藏屋敷に送らるゝ場合は勿論、一般商品として問屋に仕向けられたるものゝ場合にも、名代町人が石錢を徵收し、之と引き換へに石錢受取手形を船頭に交附し、船頭はこの手形を有する場合に限り無事に川口を出入することを許された。故に空船の場合にはその由を告げねばならぬし、貨物を積んでゐる時は三文宛の石錢を納むるものであるから、經濟上の負擔は云ふに及ばず、檢閲の手續は煩瑣にして交通の迅速を妨げたこと少くない。万一石錢の逋脱が發覺すれば船頭は牢屋に投せられ、石錢支配人は手錠の刑に處せられた。³⁰⁾尤も寶永六年七月より片石錢となり大阪より出帆する場合には石錢を納むることを免じ、只入港の際のみ納付することゝした。併し石錢の逋脱者が次第に増加して、石錢收入が減少したことは、當局者が名代町人にその理由を尋ねたことによつて推察することが出来る。岡山藩の納付する石錢が特に減少した理由として名代町人薩摩屋仁兵衛の答申せし所は、³¹⁾備前藩内が不作にて諸色高値となり岡山舟が大阪へ出廻らなかつたこと藩内の舟を他國へ貸し他國の荷主が石錢を納めてゐたことの二點である。そこで舟奉行は評定席に諮り、今後は他國へ他國へ備船となつた場合にも船頭は依然岡山船として石錢を納めしめ、他國の荷主が直接にその石錢を納めしめぬことゝし、若し荷主が之を肯ぜざる時は他國との備船契約をなすことを禁じた。³²⁾

30) 正徳二年十月十一日舟手留帳、名代より留守居への具申

31) 同上

32) 正徳二年十月二十八日評定留第三項

石錢による川口浚渫は到底充分の効果を收め得ないのみならず、その交通を妨ぐることも大であつたし、又舟持は石錢徴收者に對し一定の禮金を給與し、³⁴⁾更には徴收者が不正を働くこともあり、舟持や船頭の迷惑は甚だ大であつたから、享保六年には終に廢止せらるゝに至つた。寶曆六年二月再び石錢の事行はれたけれども、同九年五月を以て止んだ。爾來石錢の制は復活せらるゝに至らなかつ様である。

ハ、舟宿の職能　本來舟宿なるものは海運業者の宿泊所にすぎなかつたが、その出入を監督するの必要上から役所と海運業者との間に立ち種々の行政的事務を執るに至つた。寛文の頃は問屋が右の如き事務を司つて居た、即ち大阪より出帆する廻船の船頭は舟問屋の人数改切手を大阪川口番所に示してその許可を受けることゝし、又岡山町の舟年寄、浦邊の庄屋は問屋に豫め印鑑を送りおき、大阪へ上る船の船頭は、舟年寄又は庄屋より問屋宛ての船藉地、所有者、船の大きを明記した切手を持參し、問屋は之を引合はして眞偽を檢した後、歸國の際に出切手を交付し以て交通を取締つたのである。³⁵⁾この問屋なるものが、果して舟宿と同一の性質のものなるか、或は舟の積み來つた貨物の授受及び賣買のみを司るものか、明かでないから以下所謂舟宿のみにつきてその職能を列舉するであらう。但しその内容は時により多少の變更はあつた様であるが、茲には概括して記述することゝした。³⁶⁾

(一) 舟宿は毎月大阪に出入する船數を調査し、翌月六日迄に大阪の公儀へ報告するの義務があつた。

33) 享保六年十月十三日留帳舟奉行梶浦某の申稟

34) 大阪市史第三卷五九九頁

35) 寛文八年十二月十七日定制法例集

36) 享保十二年九月舟奉行よりの達、法例集參照

(二) 二百石以上の船は一隻毎にその石高を報告し、又新に建造せられた船及び破船は年々十一月中に大阪の公儀へ報告すると同時に、岡山の舟手奉行へも増減のことを具申した。

(三) 船が大阪に上る場合には、名主又は年寄が大阪舟宿に宛て、何村誰某の舟が如何なる貨物を積み、或は借舟をなして何月何日某所を出帆する旨の舟手形を發行し、着阪早々之を舟宿に渡す。舟宿は又之と反對に船が大阪を出帆する時に名主又は年寄宛の舟手形を交附す。而てこの兩者の舟手形は一月より六月迄の分は七月に、七月より十二月迄の分は二月に舟宿、年寄及び名主より舟手へ提出することになつてゐた。天保十一年の記録にはこの手續を嚴格に行ふべき旨が記されて居るから、この制度は相當久しき間實行せられたものと思ふ。³⁷⁾

(四) 大阪へ入港した船が若し直接に他國の備船となり又は商業の目的を以て他國へ渡航する場合には、その旨を舟宿へ傳へ舟宿は更に之を藏屋敷及び本國の名主・年寄へ報告するの義務があつた。

以上は舟宿の行政事務上の職能を述べたのであるが、この舟宿は更にその本來の職能たる海員を宿泊せしむるの外、所謂問屋としての業務を執つたか否かは明かでない。又岡山船と連絡のあつた舟宿の數は確でないけれども相當の數に上つた事は大阪舟宿兒島屋某の請願書によつて窺ふことが出来る。更に凡べての舟宿が右に述べた様な行政事務を行つたか否かは茲に論斷すべき資料がない。

石錢が行はるゝに至つてから舟宿兒島屋某は名代町人薩摩屋仁兵衛と連署にて留守居石田源一

郎に歎願し、兒島屋自ら備前商船支配の舟宿頭となり石錢徴收のことに當らうとした。その表面上の理由は石錢受取手形の紛失による種々の問題を未然に防止し、舟宿が一切の責任を負擔しうといふのであるが、藩政府の認許する所とならず、幕府の布令通り名代町人が徴收した。³⁸⁾

舟宿は右の如き種々の事務を管掌してゐたけれども、藩政府よりは何等の報酬を受けなかつた様である。蓋し舟宿は斯の如き事務を行ふことによつて海員と密接な關係を保ち色々の利益を獲ることが出来たからである。それは石錢徴收の如き煩雜な事務をこる事すら態々歎願してゐるのを見てもこの種の仕事は何等かの利益を齎した事は想像に難くない。正徳二年の記録には「諸廻船の船頭とも船宿へは相應の禮不沙汰不仕様」にこの達しがある。如何なる方法により如何な禮錢が支拂はれたかは不明であるが、寛文八年の間屋に關する定制中には、帆一端に付銀子一分宛出捐すべき旨が定めてある。³⁹⁾ 舟間屋も舟宿も略ぼ同一の事務を行つたのだから、大體右の様に船の積載力に應じ帆一端幾何の割を以て禮錢を出したものであらう。尙ほ兵庫港の舟宿に對しては入港船の石數を禮錢を割當てた。文化年中の舟奉行の布告には、其舟宿へは三兩、他へは一兩二歩を與へた事が見えて居る。参考の爲めその禮錢賦課の割合を示して見よう。⁴⁰⁾

五十石より下の船

宿禮錢舟一隻より一匁
御當地出帆の庭々給り甲候

五十石以上百五十石迄

二匁

百五十一石以上三百石迄

三匁

三百一石以上千石迄

四匁

38) 正徳二年十一月三日石錢納方に關する願、留帳
同 年十月二十八日老中上り舟奉行への指令第四項、留帳

39) 寛文八年十二月二十七日定制第三項、法例集

40) 類纂舟手記録

結 言

岡山藩が如何なる海運組織に依て大阪と交通したかは上述する所を以て明かにされ、又岡山藩と大阪との經濟關係も略ぼ視はれることと思ふ。自給自足と節儉とは徳川時代を通じて各藩の經濟政策の第一義であつた。然るに貨幣經濟の發生と共に各藩は多大の貨幣の需要に迫られ、聽て勤儉によつて蓄積せられたる財貨を大阪に移出して貨幣に替へ、或は之を大阪の資本家に對する債務辨濟に充て、或は之を藩内に移入して正貨となすに至り、漸次自給自足主義は崩壞し初め、歐洲のメルカンチリズムの如き論據に因るものではないが、期せずして之と同一の結果を齎した。岡山藩に於ても亦この推移の過程を看取することが出来る。

岡山藩が大阪へ移出した主なる貨物は米穀、毛棉、塩、燒物、石材、木材等にしてその數量は年々莫大であつた。然るに陸上交通機關の發達尙は充分でなかつた當時に於ては、之等諸貨物は何れも般船に由て運送せられ、岡山藩内の船舶は逐年増加し、海運業は岡山藩最大産業の一つとなつた。大阪への移出貨物の數量、船舶隻數よりいふもその運賃收入が如何に多大であつたかは容易に推斷することが出来るであらう。茲に於て藩政府は自己の財政上の必要と、藩内一般經濟の發展との爲めに種々の海運施設を爲し、船舶出入の監督、港灣の設置、海難救濟法、船舶金融買賣等に意を用ひた。かくして海運の發展と各種産業の進歩とは相互に貢獻し、一藩の經濟的發達を促進した。實に岡山藩の海運は農業に次ぐ主要産業であり、特に大阪との海運は最も重大なる意義を有す。岡山藩の經濟史はその海運業の發達、大阪岡山間の海運の歴史を除外して之を考ふることは全く不可能である。(大正十四年明治天皇祭の朝)